

# お知らせ

都市計画区域における区域区分等の変更に伴う

## 開発(建築許可)申請の取扱いについて

大和都市計画区域における市街化区域及び市街化調整区域の区分並びに用途地域等の変更が予定されています。(決定告示予定日 平成23年5月10日)

この決定告示予定日の前日まで適法に工事着手できない場合は、変更後の都市計画の規制を受けます。

については、当該都市計画の変更に係る区域内における開発(建築)許可申請については、下記の取扱いとなりますので、よろしくご協力願います。

### 記

開発(建築)許可申請を平成23年4月1日以降に受け付けたものは変更後の都市計画の規制に基づき審査を行います。

### ご注意

下記の左欄に掲げる申請に係る土地に該当する場合に、都市計画の変更の決定告示日以前に開発(建築)許可の処分がされていても、右欄に掲げる工事に着手していない場合は、変更後の都市計画の規制を受けることになるのでご注意下さい。

申請に係る土地の種類	左欄の土地において、都市計画の決定告示の前日までに着手している工事の種類
○市街化調整区域から市街化区域に編入される土地	建築工事
○市街化区域内で用途地域が変更される土地	
○市街化区域から市街化調整区域に編入(逆線引き)される土地	開発行為に関する工事

詳しくは係員にお問い合わせください。

奈良県土木部まちづくり推進局建築課 TEL 0742-27-7562  
郡山土木事務所建築課 TEL 0743-52-1101  
高田土木事務所建築課 TEL 0745-52-6144  
桜井土木事務所建築課 TEL 0744-42-9191